

		現行の「外貨積立サービス規定」文言		新しい「外貨積立サービス規定」文言
6.		指定の積立日が土・日・祝日(年末年始含む)の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、お客様のご選択に従い処理いたします。積立日を月末に指定された場合で、積立日が土・日・祝日(年末年始含む)のときは前営業日が積立日となります。		指定の積立日が土・日・祝日(年末年始含む)の場合および指定の実行月に該当する指定日がない場合は、お客様のご選択に従い処理いたします。
7.		積立額は1件1万円相当額から300万円相当額までの任意に定める毎月一定額とし、円貨、外国通貨いずれかで指定できます。外国通貨で積立金額を指定する場合には積立日において300万円相当額を超えるときには、当該指定日における積立は実行されません。		積立額は1件1万円相当額から300万円相当額までの任意に定める毎月一定額とし、円貨、外国通貨いずれかで指定できます。外国通貨で積立金額を指定する場合には積立日において1万円未満または300万円相当額を超えるときでも、当該指定日における積立は実行されます。
9.	2)	積立資金は、積立指定日の前営業日16時30分までに入金するものとし、積立指定日において引落口座の残高が指定の積立金額に満たない場合は、当該指定日における積立を実行しません。	2)	積立資金は、積立指定日の前営業日中に入金するものとし、積立指定日において引落口座の残高が指定の積立金額に満たない場合は、当該指定日における積立を実行しません。
12.	1)	解約は、店頭または郵送にて外貨積立サービスの登録の削除の依頼書をご提出いただくか、プレスティアホン パンキングでもお手続きいただけます。その場合、最短で翌々営業日からの登録削除になります。郵送の場合には、1ヶ月前までに当行まで書類が到達するよう余裕をもってお手続きください。	1)	解約は、店頭または郵送にて外貨積立サービスの登録の削除の依頼書をご提出いただくか、プレスティアホン パンキングでもお手続きいただけます。その場合、最短で5営業日目からの登録削除になります。郵送の場合には、1ヶ月前までに当行まで書類が到達するよう余裕をもってお手続きください。
13.		-		当行は、金融情勢その他の諸般の事情の変化その他相当の理由があると認められる場合には、支店の店頭表示またはウェブサイトでの表示など、相当な表示手段をもって少なくとも1ヶ月前の事前の告知を行うことにより、本規定の内容を変更できるものとします。
		2017年7月		2018年7月14日現在